物　件　調　書

所　在　地	富士市松本字砂田 39 番１、24					
住 居 表 示	―					
面　　積	715.32 ㎡（実測面積） 714 ㎡（公簿面積）	地 目	宅地（現況） 学校用地（公簿）	土地の形 状	ほぼ長方形地	
接面道路の幅員、種別、状況等	東側約1.5ｍが幅員約５ｍの舗装市道（松本砂田４号線）に、西側約11.4ｍが幅員約４ｍの舗装市道（松本砂田２号線）に、西側約1.7ｍが幅員約４ｍの舗装私道（位置指定道路）に、西側約41.9ｍが幅員約４ｍの未舗装私道（位置指定道路）に等高に接面					
私道の負担等に関する事項	―					

法令に基づく制限の概要					
都市計画区域	市街化区域	用 途 地 域	第２種中高層住居専用地域		
建ぺい率	指定建ぺい率　60％	基準建ぺい率　60％			
容 積 率	指定容積率　150％	基準容積率　150％			
高さの制限	道路斜線制限　無・[有]	隣地斜線制限　無・[有]			
	北側斜線制限　[無]・有	絶対高さ制限　[無]・有（　m）			
	日影による中高層の建築物の制限	無・[有]　高さ 10m 超え　基準面 4m　3H-2H			
外壁後退	[無]・有	壁面線の制限	[無]・有		
準防火地域	[無]・有	防火地域	[無]・有		
その他	建築基準法第 22 条区域、第１種高度地区(高さ制限 20m)、宅地造成等規制法、都市再生特別措置法(居住誘導区域内、都市機能誘導区域外)、景観法、屋外広告規制第２種特別規制地域、内水浸水想定区域(0m～1.0m)、洋水浸水区域内(富士川水系潤井川「0.5～1.0m 未満」～「1.0～3.0m 未満」)				
※ 各制限内容の詳細は、関係市町村の建築確認担当課にお問い合わせください。					

供給処理施設の状況		事 業 所 名	電 話 番 号
電　　気	引込不可・[引込可]	東京電力ｴﾅｼﾞｰﾊﾟｰﾄﾅｰｶｽﾀﾏｰｾﾝﾀｰ	0120-995-001
上 水 道	引込不可・[引込可]	富士市上下水道お客様センター	0545-67-2873
下 水 道	引込不可・[引込可]	富士市上下水道お客様センター	0545-67-2873
都市ガス	引込不可・[引込可]	静岡ガス(株)	0545-52-2260
※ 引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。			

交通機関（直線距離）		
	バ　ス	富士急静岡バス「富士高前」：物件の南東方約 300m
	鉄　道	JR 身延線「竪堀駅」：物件の西方約 500m

公共施設（直線距離）	
役　所	富士市役所：物件の東方約 2.4km
小学校	富士市立富士中央小学校：物件の東方約 700m
中学校	富士市立富士中学校：物件の南西方約 700m

◎参考事項（物件の状況、法令上の制限等に関する特記事項）

・杭、ロープ及び敷地内北東角にネットフェンスが設置してありますが、現況のまま引き渡します。

・富士市松本字砂田 39-24 は位置指定道路の認定を受けているため、通路としての利用に限られ建物の建築はできません。39-1 に建築の申請をする際には、39-1 と 39-24 の境へ目視にて確認できる境印を入れるよう富士市建築土地対策課より指導があります。境印の種類や方法については、富士市建築土地対策課へ確認してください。

・本件地内に NTT の本柱１本、支柱１本が存在しています。また、敷地の一部を架空線が通っている可能性があります。

・本件地内は、箇所により内水浸水想定区域(0.5m 未満～0.5m 以上 1.0m 未満)に指定されています。

・本件地内は、箇所により富士川水系潤井川の洪水浸水想定区域(「0.5～1.0m 未満」～「1.0～3.0m 未満」)に指定されています。

・本件地には、職員住宅として使用していた時代の水道の使用権として、20㎜が８口、25㎜が４口、計12口分の使用権が残っています。購入者が集合住宅として使用する場合や、購入者が単独の一軒家で使用する場合は継承することが出来ますが、宅地分譲を行う場合は継承することができず、新たに水道加入金を支払う必要があります。詳細については、富士市上下水道営業課に確認してください。

なお、継承する場合においては購入者が新たにメーターを設置し(県ではメーターを保有していません)、使用者変更手続きを行う必要があります。メーター設置費用等、水道使用に係る一切の費用について、県では負担しません。
購入者の土地利用の方法により、県が使用廃止届を提出しなくてはならない場合があります。利用方法が決まり次第、静岡県教育委員会教育施設課(054-221-3125)に連絡をお願いします。

※本物件調書においては、富士市水道事業給水条例に基づき富士市に「加入金を支払い、メーターを貸与され、水道の使用が出来ること」を便宜上、水道の使用権と表記しています。正式な権利の名称ではありません。

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料にすぎません。
必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての現地確認を行ってください。

品質に係る注意事項

(1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行います。
(2) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。
(3) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの設備の品質は保証できません。
(4) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。
(5) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・砕石・切り株・雑草等が存在する場合があります。
(6) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

その他の注意事項（契約不適合責任の免責等）

(1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
(2) 土地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。
(3) 土地の形質変更をする場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。
(4) 新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
(5) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。
(6) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。地中埋設物が発見されたとしても、これらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。
(7) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。(詳しくは物件所在市町村の教育委員会にお問合わせください。)
(8) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
(9) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
(10) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。
(11) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・砕石・切り株等が存在する場合があります（品質）が、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。
(12) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。

案　　内　　図


N
対象不動産
175
175
175
175
県立富士高等学校
富士高前
富士高前
安楽亭 富士中島店
凡 例
売払い物件
※およその位置を示す案内図になります。
土地の正確な形状を表すものではありません。
75m
1:1,600
出典：静岡県地理情報システム／Maptiles by MIERUNE, under CC BY. Data by OpenStreetMap contributors, under ODbL.

公用 静岡県富士市松本３９－１　　全部事項証明書　　（土地）

表題部（土地の表示）	調製	平成１２年２月２４日	不動産番号	０８０２０００３７４７３７
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所在	富士市松本字砂田		余白	

①地番	②地目	③地積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
３９番１	学校用地	２２５５	余白
余白	余白	８３３	③３９番１、３９番９に分筆 〔昭和４７年５月２３日〕
余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１２年２月２４日
余白	余白	８４５	③錯誤 〔令和６年３月１９日〕
余白	余白	６６４	③３９番１、３９番２４、３９番２５に分筆 〔令和７年３月２６日〕

権利部（甲区）（所有権に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
１	所有権移転	昭和３５年１０月１０日 第１１６７３号	原因　昭和３５年１０月８日売却 所有者　静　岡　県 順位１１番の登記を移記
	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１２年２月２４日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

（静岡地方法務局富士支局管轄）
令和８年４月２４日
静岡地方法務局　　登記官　　髙　木　大　輔

＊「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｋ６４９８４　（１／３）

公用 静岡県富士市松本３９－２４　　全部事項証明書　　（土地）

表題部（土地の表示）	調製	余白	不動産番号	0802010177531
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所在	富士市松本字砂田		余白	

①地番	②地目	③地積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
３９番２４	学校用地	５０	３９番１から分筆 〔令和７年３月２６日〕

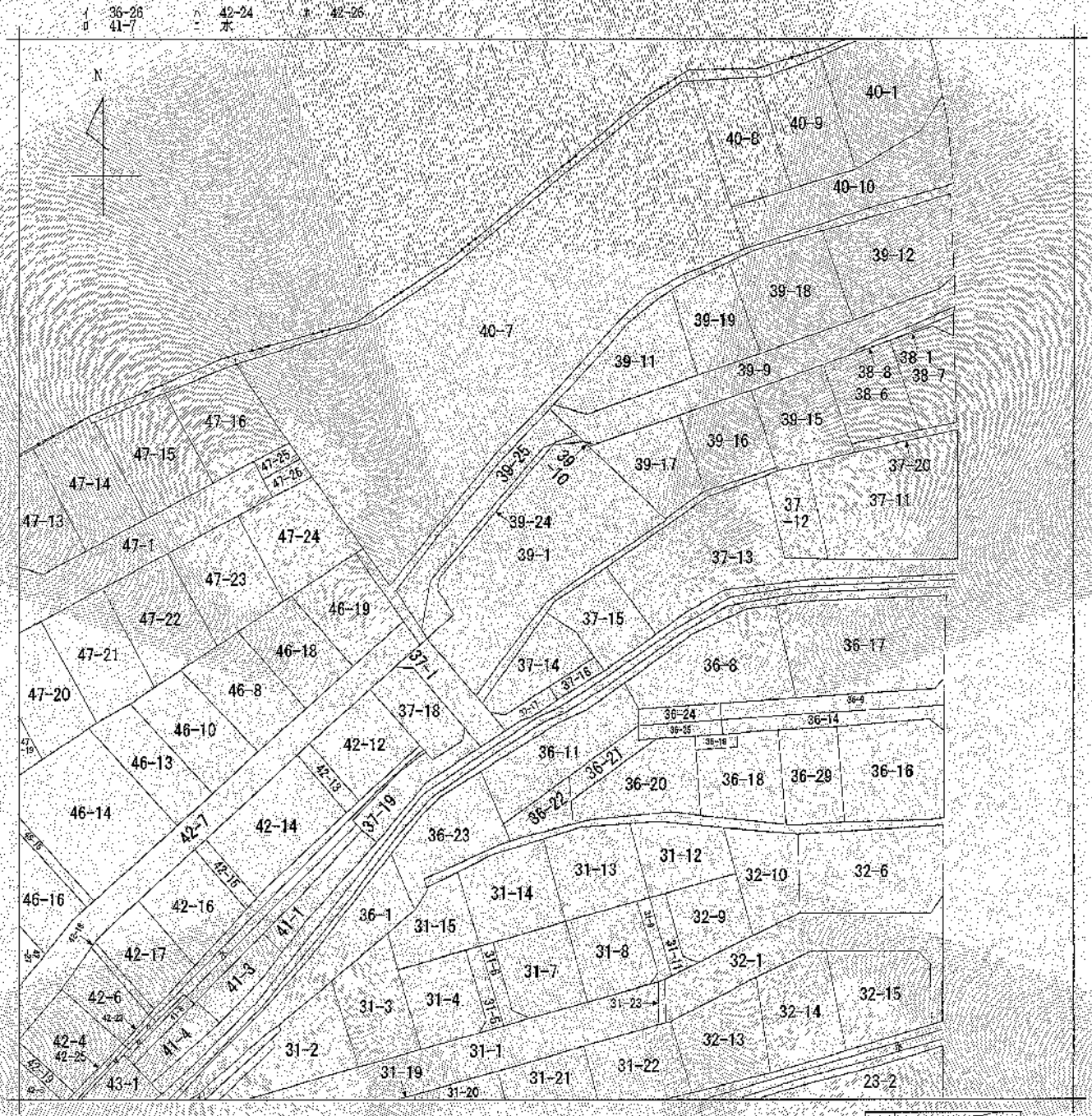
権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
１	所有権移転	昭和３５年１０月１０日 第１１６７３号	原因　昭和３５年１０月８日売却 所有者　静　岡　県 順位１番の登記を転写 令和７年３月１７日受付 第５２１４号

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

（静岡地方法務局富士支局管轄）
令和８年４月２４日
静岡地方法務局　　登記官　　髙　木　大　輔

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｋ６４９８４　（　２／３　）　１／１



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部分	所在	富士市松本字砂田				地番	39番1		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和60年2月20日			備付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(静岡地方法務局富士支局管轄)

令和8年4月24日

静岡地方法務局

請求番号：11-1　　登記官　高木大輔

(1/1)

A3からA4に縮小

公用

公用

登記年月日：令和7年3月26日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

（静岡地方法務局富士支局管轄）

令和8年4月24日　静岡地方法務局

登記官　高木大輔

地番	39-1 39-24、39-25
土地の所在	富士市松本字砂田

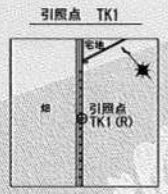
地積測量図 2-1

街区基準点座標

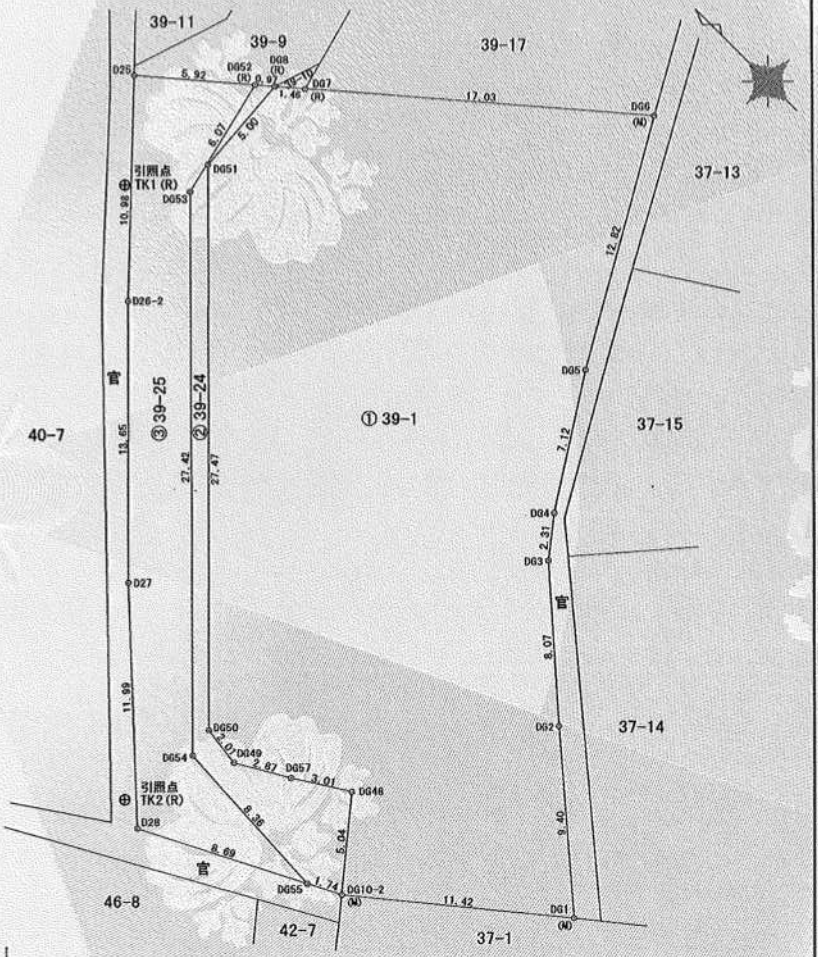
種別	測点名	X座標	Y座標
街区多角点	20A43	-92145.976	13826.649
街区多角点	20A51	-92318.325	13836.809
街区多角節点	2A105	-92189.930	13643.849

引照点座標

測点名	X座標	Y座標
TK1	-92241.046	13767.034
TK2	-92262.111	13745.833







筆界標識記号　S・・・石杭，C・・・コンクリート杭，P・・・プラスチック杭，R・・・金属鋲，M・・・刻み，RM・・・金属標　（単位 m）

測地系	世界測地系(測地成果2011)
座標系	平面直角第9系
測量年月日	令和7年2月26日

作製者	富士宮市小泉１５４０番地の４ 土地家屋調査士　遠藤　悟 （令和　7　年　2　月　26　日作製）	嘱託者	静岡県知事　鈴木康友	縮尺	1/250

請求番号：11-2

A3からA4に縮小

公用

登記年月日：令和7年3月26日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

（静岡地方法務局富士支局管轄）

令和8年4月24日　静岡地方法務局

登記官　高木大輔

地番	39-1 39-24、39-25	地積測量図 2-2
土地の所在	富士市松本字砂田	

座標求積表

①

地番	39-1		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
DG1	-92281.696	13757.206	-23676.151526
DG2	-92274.559	13763.329	181400.676220
DG3	-92268.516	13768.679	102852.032130
DG4	-92267.089	13770.496	72033.464576
DG5	-92263.285	13776.516	140065.838172
DG6	-92256.922	13787.647	265991.285924
DG7	-92243.993	13776.561	193533.128928
DG8	-92242.874	13775.609	10565.892103
DG51	-92243.226	13770.620	-271721.873840
DG50	-92262.606	13751.140	-293889.364080
DG49	-92264.598	13750.871	-61741.410790
DG57	-92267.096	13752.295	-69380.328275
DG48	-92269.643	13753.900	-78974.893800
DG10-2	-92272.838	13749.991	-165728.641523
		倍面積	1329.654219
		面積	664.8271095
		地積	664 ㎡

座標求積表

②

地番	39-24		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
DG10-2	-92272.838	13749.991	22577.485222
DG48	-92269.643	13753.900	78974.893800
DG57	-92267.096	13752.295	69380.328275
DG49	-92264.598	13750.871	61741.410790
DG50	-92262.606	13751.140	293889.364080
DG51	-92243.226	13770.620	271721.873840
DG8	-92242.874	13775.609	15070.516246
DG52	-92242.132	13774.976	-8871.084544
DG53	-92243.518	13769.059	-286437.734377
DG54	-92262.935	13749.692	-381787.697764
DG55	-92271.285	13749.201	-136158.337503
		倍面積	101.018065
		面積	50.5090325
		地積	50 ㎡

③

地番	39-25		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
DG55	-92271.285	13749.201	8304.517404
DG54	-92262.935	13749.692	381787.697764
DG53	-92243.518	13769.059	286437.734377
DG52	-92242.132	13774.976	81231.033472
D25	-92237.621	13771.134	-41478.655608
D26-2	-92245.144	13763.132	-236010.187536
D27	-92254.769	13753.451	-252994.731145
D28	-92263.539	13745.261	-227016.730676
		倍面積	260.678052
		面積	130.3390260
		地積	130 ㎡

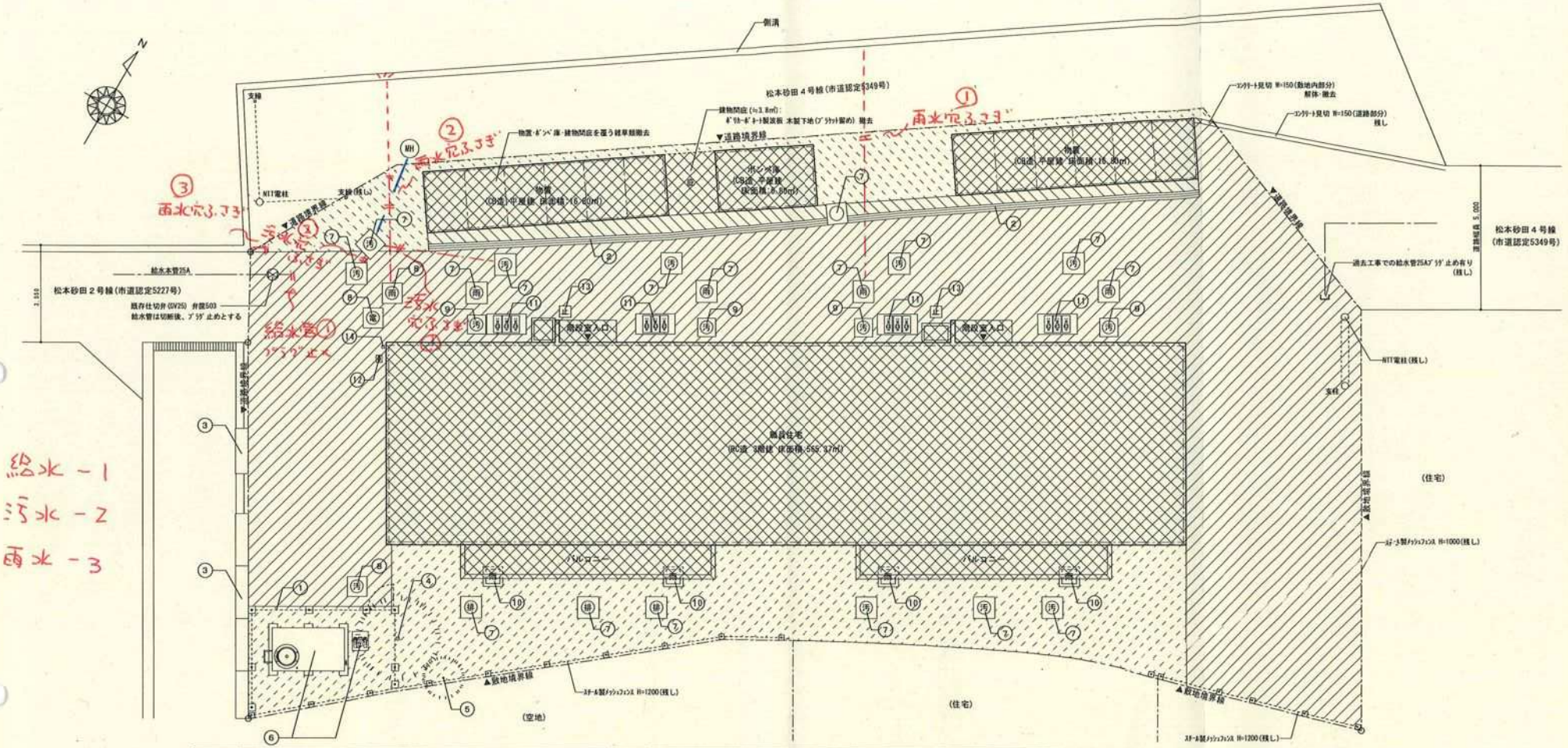
測地系	世界測地系(測地成果2011)
座標系	XIII系
測量年月日	令和7年2月26日

筆界標識記号　S・・・石杭、C・・・コンクリート杭、P・・・プラスチック杭、R・・・金属鋲、M・・・刻み、RM・・・金属標　（単位 m）

作製者	富士宮市小泉１５４０番地の４ 土地家屋調査士　遠藤　悟 （令和 7 年 2 月 26 日作製）	嘱託者	静岡県知事　鈴木康友	縮尺	1/250

請求番号：11-2

A3からA4に縮小



凡例	解体仕様	凡例	解体仕様	凡例	解体仕様
	建物(職員住宅、物置2棟、ポンベ庫) 解体・撤去(基礎共)	①	ｽﾁｰﾙ製ﾒｯｼｭﾌｪﾝｽ H=2000 L≒11m 片開き扉付 250角独立基礎共 撤去	⑧	ｺﾝｸﾘｰﾄ桝(電気・汚水・雨水) 700角 鋳鉄製蓋 配管・配線共 解体・撤去
	厚50 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 解体・撤去	②	上蓋式U形側溝 清幅180 SUS製ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋共 L≒27m 撤去	⑨	ｺﾝｸﾘｰﾄ桝(汚水) 650角 鋳鉄製蓋 配管共 解体・撤去
	厚100 ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装 解体・撤去	③	段差解消用鉄板敷 D=450 L=1830×3枚、L=1650×1枚、L=1570×1枚 撤去 ※敷地内に放置のL=1830×2枚も撤去	⑩	ｺﾝｸﾘｰﾄ桝(雨水) 700角 ｺﾝｸﾘｰﾄ蓋 配管 解体・撤去
	砂利敷の上 防草ｼｰﾄ敷 撤去	④	樹木 幹周囲0.45m H≒5.0m 撤去(伐採・伐根含む)	⑪	量水器25A・20A(鋳鉄製ﾎﾞｯｸｽ) ｺﾝｸﾘｰﾄ桝(1400×700)共 解体・撤去 ※1箇所につき量水器3台設置(25A:1台、20A:2台)
	砂利敷 雑草撤去	⑤	樹木 幹周囲0.2m H≒3.0m 撤去(伐採・伐根含む)	⑫	量水器13A(樹脂製ﾎﾞｯｸｽ) 撤去
		⑥	SUS製受水槽(2500×1500×H=2000)＋加圧給水ﾎﾟﾝﾌﾟ(樹脂製外箱共)＋配管・弁類等一式 ｺﾝｸﾘｰﾄ架台共 解体・撤去	⑬	止水弁ﾎﾞｯｸｽ 鋳鉄製蓋 400角ｺﾝｸﾘｰﾄ桝共 解体・撤去
		⑦	ｺﾝｸﾘｰﾄ桝(汚水・排水・雨水) 750角 鋳鉄製蓋 配管共 解体・撤去	⑭	水栓柱 H=750 水栓金具共 撤去

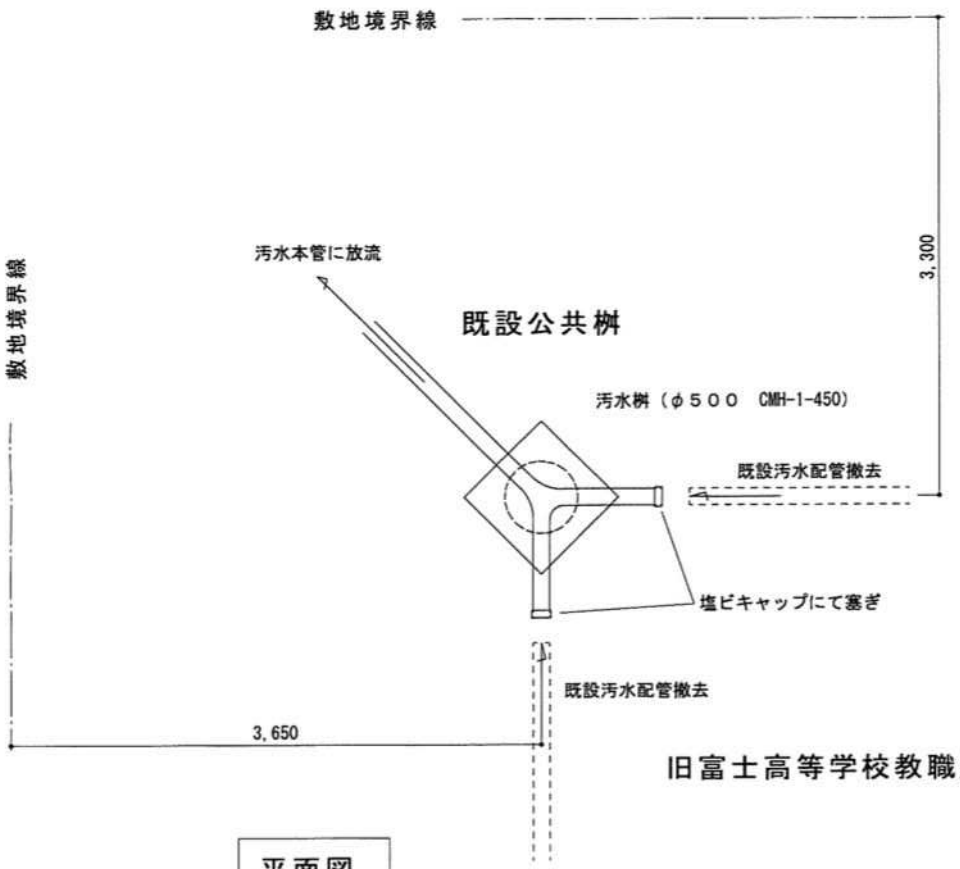
■特記事項
1. 特記無き限り、解体建物に関する配管・配線・幹類は全て撤去する事。但し、事前に監督員の承諾を得る事。
2. 敷地内の雨水放流先を確認し、埋設管を敷地境界(道路境界)付近で切断し、ﾌﾞﾗｼﾞ止めする事。
3. 公共下水接続箇所を確認し、埋設配管を切断し、ﾌﾞﾗｼﾞ止めする事。
4. 敷地内に図面記載の無い埋設・くず類がある場合は、監督員の指示に従う事。
5. 図中の敷地境界線及び道路境界線は、本設計時点では未確定のため、想定である。
工事に於いては、発注者より境界確定後の敷地測量図等の提供を受け、
担当監督員及び学校と協議を行い、最終的な解体・撤去範囲を決定する事。

縮尺不明

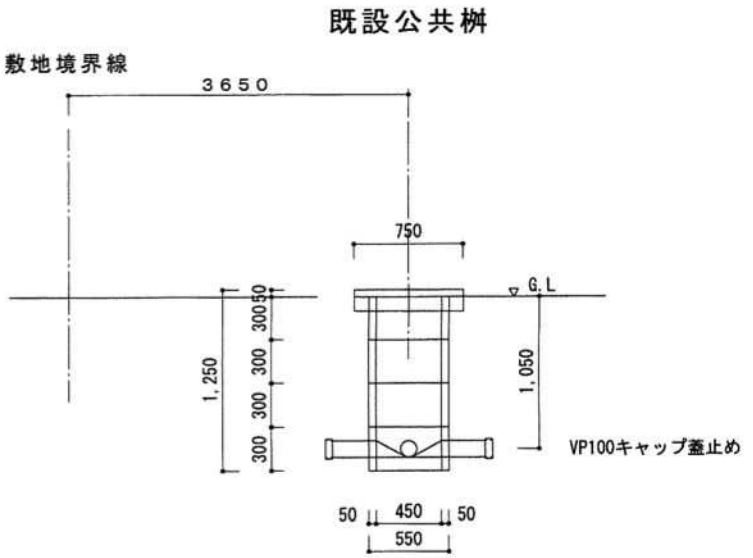
工事名	図面内容	縮尺	担当	検図	年月日	株式会社 成美	図番
令和４年度［第34-Z0417-01号］富士高等学校教職員住宅解体工事設計図	配置図	1/100	曽根		R4.12	TEL：0545-72-1472 FAX：0545-72-3832 富士市厚原１８９３－７	A－6

取付配管・公共桝・施工図

松本砂田４号線（市道認定５３４９号）



平面図



断面図

旧富士高等学校教職員住宅敷地

縮尺不明

株式会社　成　　美
静岡県知事許可　般・特ー３　第２２８８７号
TEL：0545-72-1472　FAX：0545-72-3832

令和4年度富士高等学校教職員住宅解体工事



撮影項目

令和4年度富士高等学校
教職員住宅解体工事

解体工事

既設汚水桝



撮影項目

令和4年度富士高等学校
教職員住宅解体工事

解体工事

既設汚水桝



撮影項目

令和4年度富士高等学校
教職員住宅解体工事

解体工事

既設汚水桝

令和4年度富士高等学校教職員住宅解体工事



撮影項目

令和4年度富士高等学校
教職員住宅解体工事

解体工事

既設汚水配管塞ぎ

VP管塩ビキャップ塞ぎ



撮影項目

令和4年度富士高等学校
教職員住宅解体工事

解体工事

既設汚水配管塞ぎ

VP管塩ビキャップ塞ぎ



撮影項目

令和4年度富士高等学校
教職員住宅解体工事

解体工事

既設汚水配管塞ぎ

VP管塩ビキャップ塞ぎ

令和4年度富士高等学校教職員住宅解体工事



撮影項目

令和4年度富士高等学校
教職員住宅解体工事

解体工事

既設雨水配管塞ぎ

北側U字溝(東側)

VP管塩ビキャップ塞ぎ



撮影項目

令和4年度富士高等学校
教職員住宅解体工事

解体工事

既設雨水配管塞ぎ

北側U字溝(西側)

ヒューム管モルタル塞ぎ



撮影項目

令和4年度富士高等学校
教職員住宅解体工事

解体工事

既設雨水配管塞ぎ

西側U字溝

VP管塩ビキャップ塞ぎ

令和4年度富士高等学校教職員住宅解体工事



撮影項目

令和4年度富士高等学校
教職員住宅解体工事



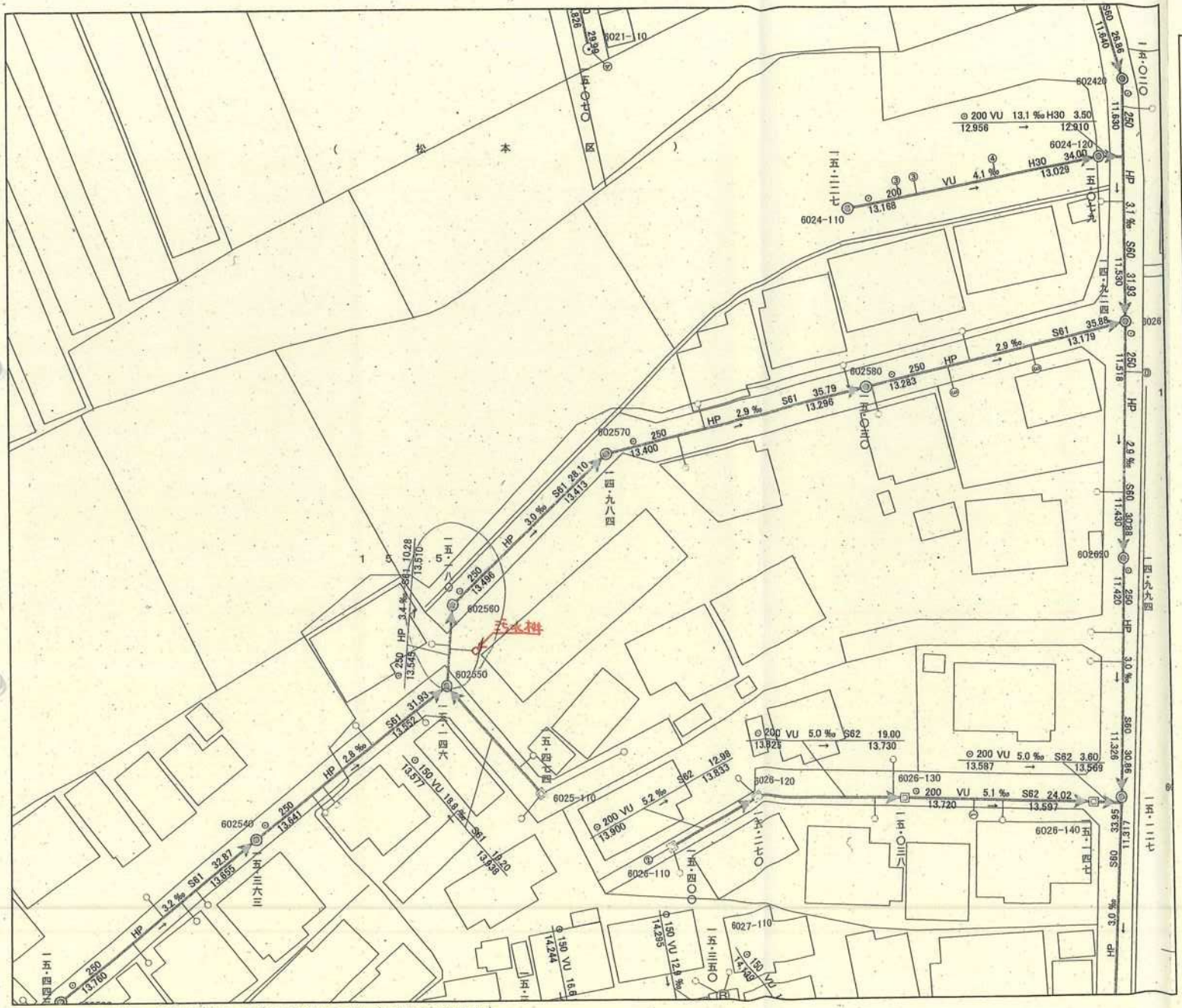
撮影項目

令和4年度富士高等学校
教職員住宅解体工事

撮影項目

令和4年度富士高等学校
教職員住宅解体工事

公共下水道台帳図



下水道本管凡例

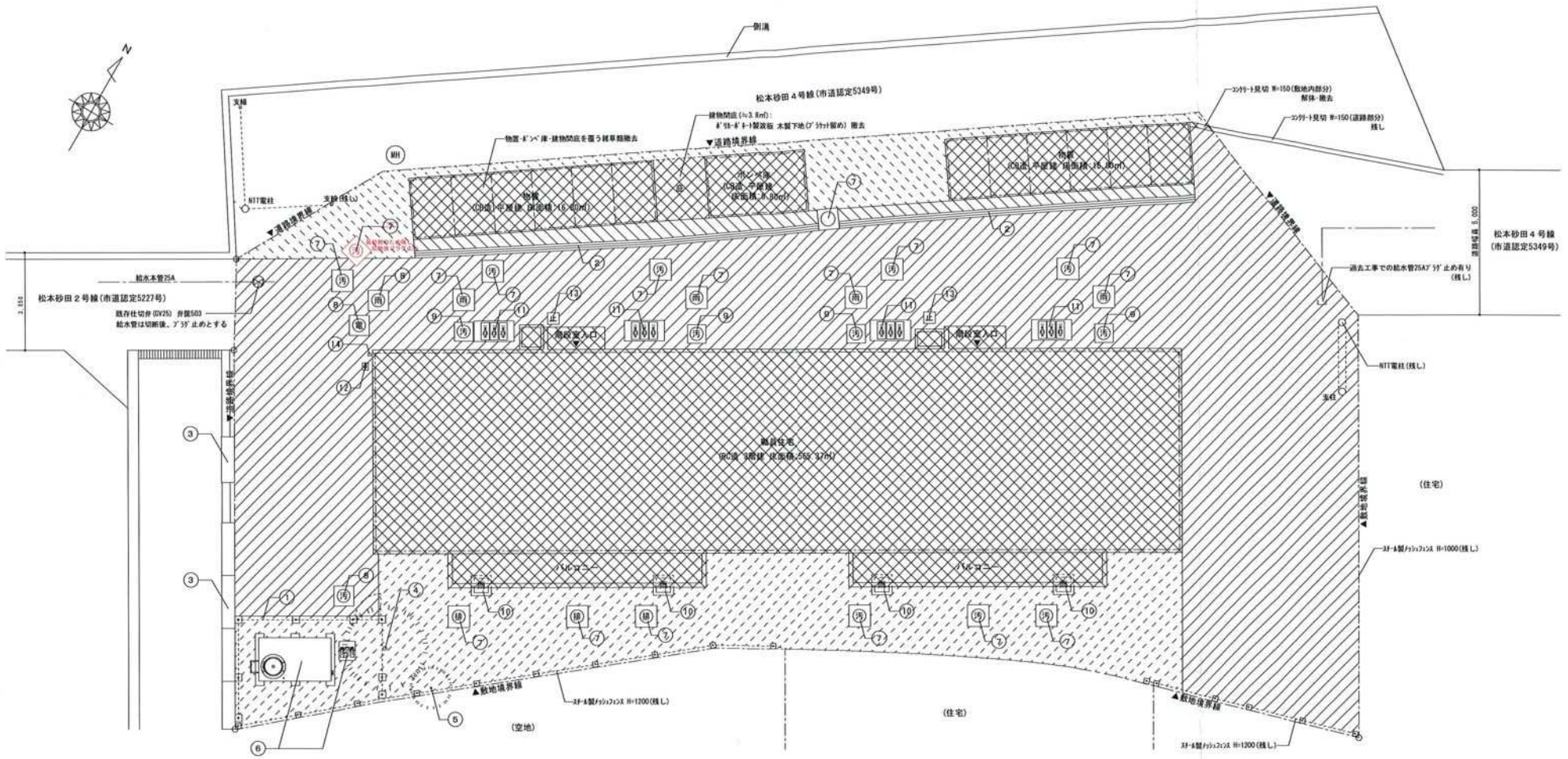
- 汚水幹線
- 汚水枝線
- 汚水幹線（圧送管）
- 汚水枝線（圧送管）
- 伏越管2条幹線
- 伏越管2条枝線
- 伏越管幹線
- 伏越管枝線
- 曲管幹線
- 曲管
- 曲管（圧送管）
- カーブ推進
- 不明管
- 未撤去管
- 先行管
- 事業計画区域

地図の見方



※公共下水道台帳は、現地の状況と整合しない場合があります。
※設計・工事等に利用される場合は、現地を確認のうえ、担当部署と協議していただくようお願いします。
※富士市の公共下水道は「分流式」です。
※取付管の口径は、概ねφ150mmです。現場条件等で口径が異なる場合があります。

縮尺不明



凡例	解体仕様	凡例	解体仕様	凡例	解体仕様
	建物（職員住宅、物置2棟、ポンベ庫）解体・撤去（基礎共）	①	ｽﾁｰﾙ製ﾒｯｼｭﾌｪﾝｽ H=2000 L≒11m 片開き扉付 250角独立基礎共 撤去	⑧	ｺﾝｸﾘｰﾄ桝（電気・汚水・雨水） 700角 鋳鉄製蓋 配管・配線共 解体・撤去
	厚50 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 解体・撤去	②	上蓋式U形側溝 溝幅180 SUS製ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋共 L≒27m 撤去	⑨	ｺﾝｸﾘｰﾄ桝（汚水） 650角 鋳鉄製蓋 配管共 解体・撤去
	厚100 ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装 解体・撤去	③	段差解消用鉄板敷 D=450 L=1830×3枚、L=1650×1枚、L=1570×1枚 撤去 ※敷地内に放置のL=1830×2枚も撤去	⑩	ｺﾝｸﾘｰﾄ桝（雨水） 700角 ｺﾝｸﾘｰﾄ蓋 配管 解体・撤去
	砂利敷の上 防草ｼｰﾄ敷 撤去	④	樹木 幹周囲0.45m H≒5.0m 撤去（伐採・伐根含む）	⑪	量水器25A・20A（鋳鉄製ﾎﾞｯｸｽ）ｺﾝｸﾘｰﾄ桝（1400×700）共 解体・撤去 ※1箇所につき量水器3台設置（25A：1台、20A：2台）
	砂利敷 雑草撤去	⑤	樹木 幹周囲0.2m H≒3.0m 撤去（伐採・伐根含む）	⑫	量水器13A（樹脂製ﾎﾞｯｸｽ） 撤去
		⑥	SUS製受水槽（2500×1500×H=2000）＋加圧給水ﾎﾟﾝﾌﾟ（樹脂製外箱共）＋配管・弁類等一式 ｺﾝｸﾘｰﾄ架台共 解体・撤去	⑬	止水弁ﾎﾞｯｸｽ 鋳鉄製蓋 400角ｺﾝｸﾘｰﾄ桝共 解体・撤去
		⑦	ｺﾝｸﾘｰﾄ桝（汚水・排水・雨水） 750角 鋳鉄製蓋 配管共 解体・撤去	⑭	水栓柱 H=750 水栓金具共 撤去

縮尺不明

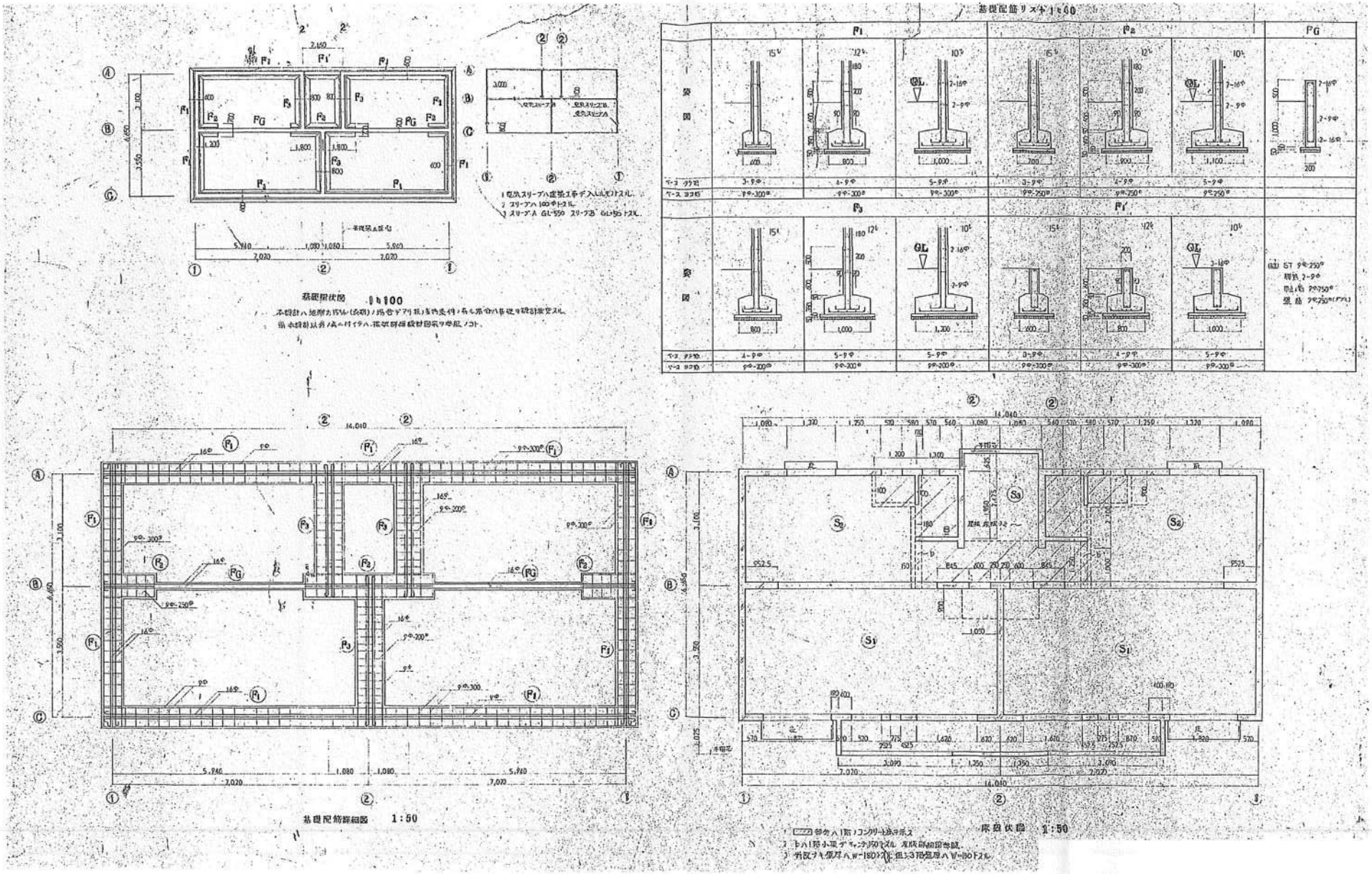
朱書き部分を変更する

■特記事項

1. 特記無き限り、解体建物に関する配管・配線・樹類は全て撤去する事。但し、事前に監督員の承諾を得る事。
2. 敷地内の雨水放流先を確認し、埋設管を敷地境界（道路境界）付近で切断し、ﾌﾞﾗﾝｸﾞ止めする事。
3. 公共下水接続箇所を確認し、埋設配管を切断し、ﾌﾞﾗﾝｸﾞ止めする事。
4. 敷地内に図面記載の無い備品・くず類がある場合は、監督員の指示に従う事。
5. 図中の敷地境界線及び道路境界線は、本設計時点では未確定のため、想定である。
 工事に於いては、発注者より境界確定後の敷地測量図等の提供を受け、
 担当監督員及び学校と協議を行い、最終的な解体・撤去範囲を決定する事。

NO.	名称	図種	年月日	担当	検印
6 / A	富士高等学校職員住宅 解体工事設計図	配置図	R5.3	曽根	小川
		S 1/100			

株式会社 成美
TEL：0545-72-1472 FAX：0545-72-3832
富士市厚原１８９３－７



■特記事項■ 本図は標準図のため2戸タイプとなっているが、解体建物は4戸タイプ。

縮尺不明

工事名	図面内容	縮尺	担当	検図	年月日	株式会社 成美	図番
令和４年度［第34-Z0417-01号］富士高等学校教職員住宅解体工事設計図	基礎詳細図	NO SCALE	曽根		R5. 3	TEL：0545-72-1472 FAX：0545-72-3832 富士市厚原１８９３－７	S － 1